



近世的水利組織と近現代：兵庫県加古郡稻美町国岡の事例

小林, 和美

(Citation)

社会学雑誌, 11:206-235

(Issue Date)

1994-03-31

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCDOI)

<https://doi.org/10.24546/81010838>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81010838>



近世的水利組織と近現代

——兵庫県加古郡稻美町国岡の事例——

小林和美

神戸大学大学院文化学研究科博士課程

はじめに

水利組織およびそれをとりまく水利秩序の歴史的形成過程は、今日の水利組織のあり方を大きく左右している。

兵庫県加古郡稻美町の事例からこのことを明確に指摘し

たのは、永田恵十郎氏であった。永田氏は、昭和三〇年（一九五五）頃、兵庫県加古郡稻美町のうち旧母里村の各

溜池水利団体の運営方法についての調査をおこない、①淡

山（たんざん）疎水の開削（明治二十四年（一八九一））以

前に溜池が築造された旧池の水利団体と②疎水開削とともに

なって築造された新池の水利団体との間には、かなり明確

な性格の差異が存在していることを指摘された^{〔1〕}。旧池の水

利団体は近世村落社会のなかで形成された用水管理組織を

母体としたものであり、疎水開削とともに溜池築造も村

落的事業としておこなわれた場合が多かった。したがつて、近世村落の伝統的運営方式とそのもとにおける用水管理方式が濃厚に継承された。そこでは、部落内の住民であるかどうかを基準として、構成員の待遇に差があり、部落構成員以外の用水受益者は経常的水利費の徴収額が割高であるだけでなく、水利運営に関する発言権・議決権を事実上もてず、水利委員の選挙権・被選挙権も与えられていなかつた。一方、新池の水利団体はもともとは畑作地帯であつたところに多く、溜池の築造も村落的事業としてではなく、一定の範囲に土地を所有する人々の共同事業としておこなわれた。新池の水利団体では、近世村落と水利団体との構成範囲の地域的共通性は存在しなかつたので、近世村落の伝統的運営方式を継承する条件に乏しく、旧池の水利団体に比べてより実用性に徹した団体として構成されたのである。

そこで、新池の水利団体では、所属部落の相違による構成

員間の不平等はほとんどみられなかつた。

このよつたな水利組織の歴史的形成過程の違いによる水利組織の性格の違いは、今日でも確認することができる。それは、土地改良区にくらべて法的規制から比較的の自由な団体、すなわち法人格をもたない水利団体（稻美町では水利委員会とよばれてゐる）においてとくに明確に表れている。近世以前に成立した水利委員会は村落機構との結びつきが非常に強いのにたいして、明治以後に成立した水利委員会は村落機構との結びつきは薄く、単純な農業組織として構成される傾向がある。^{〔2〕}

ここでとりあげる稻美町国岡の水利組織は、近世以前に成立した伝統的村落水利組織であり、永田氏のいう旧池の水利団体にあたるものである。この水利組織の特徴について考証するためには、近世期の村の開発にともなう水利秩序の形成過程にまでさかのぼつて検討を加える必要があるだろう。そこで筆者は、本誌第九号掲載の拙稿において、近世中期の新開村国岡新村（現兵庫県加古郡稻美町国岡）の水利慣行成立過程ならびに水論の事例について検討し、水利事業においては、複数村落との利害調整が必要となる場面が多くあるため、外部政治権力の関与なしには維持運営が困難であつたことを示した。

村落水利については、從来、農民たちが自生的に取り結ぶ生産手段の共同利用関係に注目されたことが多かつた。

社会学の分野での代表的業績である余田博通氏の「溝掛かりの理論」は、水田の分散占取形態（溝掛かり制）を基礎として成立する水利共同組織を、村落の一体性を保たせる基底的集団として位置づけるものであつた。^{〔4〕}しかし、水利組織の性格を規定するのは、村落内の要因のみではない。水利用の方法や組織が整備され、慣習化される過程については、領主との関係や周辺村落との関係といった対外関係についても考慮していく必要がある。国岡新村の場合、台地という慢性的水不足地帯に立地しており、遠方の水源と複数の溜池を水路で結んだ複雑な灌漑水系をかたちづくつてきたこともあるて、対外的利害関係の調整が絶えず必要となり、その結果、周辺村の村役人ばかりでなく、藩の普請奉行、代官、大庄屋（おおじょうや）などがさまざまなもので水利問題の解決、あるいは水利秩序の形成にかかることになった。大略このよつたな論旨を展開した。

本稿は、この続編をなすものであり、同じく国岡新村の事例について、近世に領主権力や周辺村落との関係のなかで形成された水利秩序が、近代社会の変動のなかでどのように継承され、あるいは、変容させられていったのかを検討することをねらいとする。具体的には、当該村の水利関係史料と聞き取り調査をもとに、水利権と用水施設、組織機構、成員資格について検討する。

いまここで当該地域の概略を示しておく。寛文二年（一

六六二)、姫路藩の支援のもとに開発された国岡新村は、近代に入つてからもしばらくは国岡新村として存続していたが、明治二二年(一八八九)の町村合併により新たな行政村天満村が設定されたため、行政組織ではなくなった。しかし、水利は旧近世村を継承する部落を単位として展開された。その主体は、国岡新村(明治初期～大正二三年)、国岡水利組合(大正一三年～昭和一六年)、国岡部落会水利部(昭和一六年～昭和三二年)、国岡土地改良区(昭和三二年～現在)と推移してきただが、その過程で目的集団としての組織的整備が進められ、また、土地所有関係の変化によつてその役員層を変化させてきた。しかし、これらはいずれも国岡という村落社会と深く結びついた、部落構成員中心の秩序を有する組織であり、その意味で継続性を保つものであった。そして、これらの水利組織の運営は、近世期に形成された水利秩序——周辺村落との間の水利慣行、組織運営方式など——による規定を濃厚に受けながら展開されてきたのである。

一 水利権と用水施設

近代になると、国岡新村開発の過程で獲得され、整備された水利権および用水施設は、町村合併によって新たに設定された行政村ではなく、旧近世村である部落によつて継

承された。近世村国岡新村が周辺村落との間に交わした分水契約は、近代以降も慣行として厳密に継承され、今日でもそれらの慣行の存在を確認することができる。溜池や水路などの土木建造物も、近世期の開発の過程で整備されたものが繰り返し改修されつつ利用されているものが多い。

図1は国岡新村開発八七年後の寛延二年(一七四九)の地図であり、図2-1、図2-2はこの時期の国岡新村の導水経路と現在の国岡土地改良区の導水経路の略図である。一見して明らかなように、近世中期に整備された導水経路は、今日でもほぼそのまま利用されている。そしてそこに、近代以降新たな水源の開発に対応して築造された用水施設が付け加えられている。近世期に周辺村とのあいだに形成された水利秩序——旧慣——は近代以降も堅く維持され、これを犯すような性質の新秩序が形成されることはなかつたのである。そこで、以下では、国岡における旧来の水利秩序の維持と新しい秩序の付加について、具体的に検討していこうと思う。

① 旧秩序の継承

まず、近世期の国岡新村開発の過程で整備された水利権と用水施設が、今日までどのように維持されているのかみてみよう。

近世村国岡新村は、新田開発にともない周辺村とのあい

だに数々の契約を結んで水利権を獲得し、複雑な灌漑水系を整備してきた。国岡新村の開発にあたっては、まず溜池の整備がおこなわれた。それらは、千把池・新池a（明治初期に棒池と改称）・城之池・山城池・琴池・新池bの六つであるが、琴池と新池bは隣村国安村との立合池（水利権を共有する池）として整備されたものである。

国岡は集水に不利な自然条件にあるため、天水だけでは水不足となる。そこで、加古新村とともに、延宝八年（一六八〇）、草谷川からの分水を計画し、旧来から草谷川を利用してきた八つの村の承諾を得て、非灌溉期間に限つて草谷川より取水することとなつた。こうして、川口頭首口から入ヶ池まで水路延長約五キロメートルにわたる大溝が掘られた。さらに、宝永七年（一七一〇）には、大溝用水補強の目的で、川口頭首口より数百メートル上流の河原田井からの取水を広谷村との間に契約し、その水を大溝に落とすようになつた。大溝用水は、「池ノ内」で、加古新村と国岡新村との間で七分三分に分水され、国岡新村の水はいつたん、北山村の入ヶ池に貯水される。そして、入ヶ池の貯水のうち、「分切石（ぶんぎりいし）」より上の水を大溝からの流水ととらえ、これを北山村とのあいだで五分五分に分水することになつた。

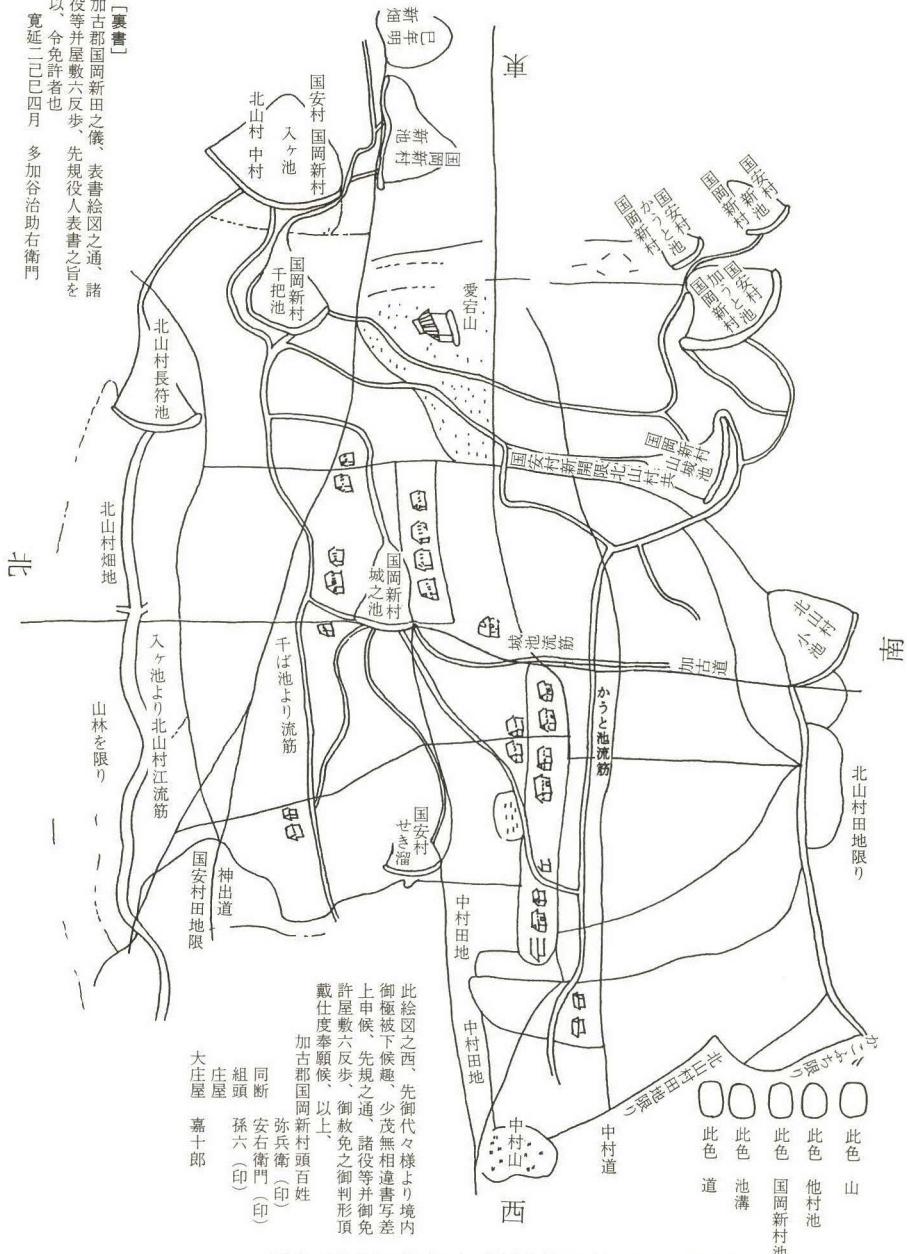
このようにして成立した国岡新村の水利権は、国岡水利組合、国岡部落会水利部を経て、今日では国岡土地改良区

が継承している。周辺村との間に取り交わされた分水契約書などの古文書は、国岡土地改良区の所持する水利権を証明する最重要書類として厳重に保管されている。水利権と不可分の関係をもつ用水施設——溜池だけでなく、それに付随する桶や分石、用水路など——も、水利権と同様に継承されている。溜池や水路などの土木建造物は、水の利用条件を規定する枠組の実体として存在し続けた。土木技術の進歩とともに、これらの用水施設は順次改修されたのであるが、近代的技術は、近世に形成された水利秩序をより厳密に実施することを可能にし、むしろ旧秩序の強化、固定化に貢献した。たとえば、近世以来の旧慣にのつとり、毎年七月に国岡土地改良区と入ヶ池郷土地改良区とのあいだで水分けがおこなわれる入ヶ池では、昭和五二年（一九七七）から五六六年（一九八一）にかけておこなわれた大改修工事（大規模老朽ため池整備事業）により、分水のための用水施設も、従来の石張りから鉄筋コンクリートに改修され、規定された方法にしたがつて、より正確に分水がおこなわれるようになつていている。

近世期に村々間で果されてきた水利慣行は、近代には水利組合や部落間で、さらに現在では土地改良区間で継承されている。①琴池と新池に関する国安村との慣行は琴池土地改良区との間で、②大溝用水に関する加古新村との慣行は加古土地改良区との間で、③河原田井に関する広谷村と

図1 国岡新村絵図

裏書
加古郡国岡新田之儀、表書絵図之通、諸役等并屋敷六反歩、先規役人表書之旨を以、令免許者也
寛延二己巳四月 多加谷治助右衛門



史料64、寛延2年4月(1749)、国岡新村絵図、国岡土地改良区所蔵。原図(カラー)をトレースした。

図 2-1 国岡新村導水経路略図（近世中期）

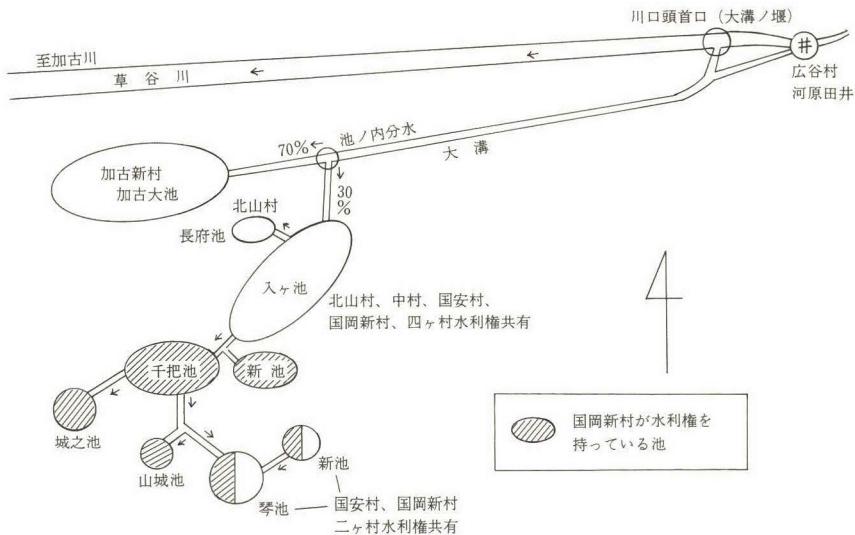
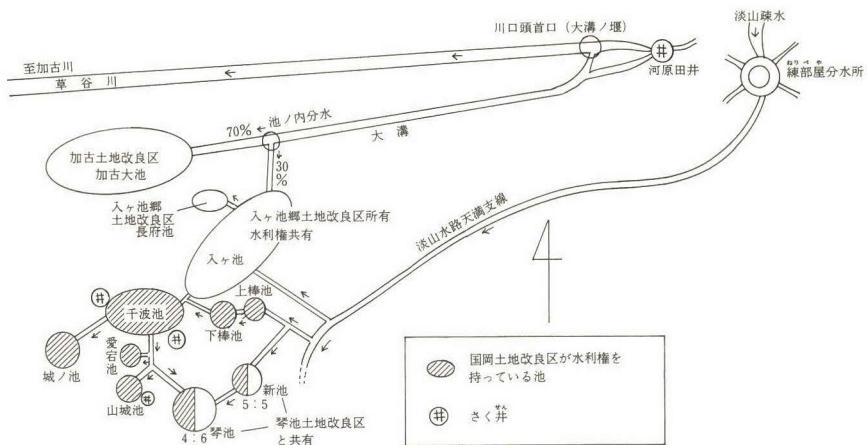


図 2-2 国岡土地改良区導水経路略図（現在）



平成4年(1992) 現在の国岡土地改良区所有溜池面積は、下棒池20,946m²、上棒池32,183m²、山城池26,323m²、愛岩池14,876m²、泡池89,236m²、城ノ池31,331m²、琴池119,560m²(持分、国岡4/10、琴池6/10)、新池24,775m²(持分、国岡5/10、琴池5/10)である。

表Ⅰ 対外的水利慣行の継承

関係用水施設	時期	関係村／水利団体	慣 行
①琴池、新池	近世	国安村	琴池の水は、池の水の5合の場所に分石を据えて、中堤の東西に分水する。中堤の東側は国岡の、西側は国安の流水とする。新池の水は、琴池に流して分水する。(享保6年<1721>契約)
	現在	琴池土地改良区	毎年、8月中旬に新池の水分を行なう。両土地改良区の役員が新池から琴池に通じる導水路の溝浚えをおこない、新池の水を琴池に流す。水は琴池に入ると水分石によって琴池内の堤防の東西に分れる。
②大溝	近世	加古新村	大溝用水を加古地内「池ノ内」にて加古：国岡=7：3に分水。共有水路の補修費や維持管理のための労働力も同様に7：3の割合で負担。(寛文12年<1672>契約)
	現在	加古土地改良区	大溝用水を加古地内「池ノ内」にて加古：国岡=7：3の割合で分水。加古土地改良区との共有水路の補修費は、加古土地改良区が一括して取り替え、後にその3割を国岡土地改良区が負担するのが江戸時代からの慣行である。この「加古分担金」は、毎年5月末日に支払われる。また、8月には、加古土地改良区と合同で、大溝水路巡回調査がおこなわれる。
③河原田井	近世	広谷村	広谷村の用水源「河原田井」の水利用代金として、加古新村と国岡新村は広谷村に銀150匁を毎年11月1日に持参する。(宝永7年<1710>契約)
	現在	広谷土地改良区	毎年12月7日に行なわれる広谷町の加納院行事に、土地改良区からのお供えとして3万円を持って参加する。2月4日の行事のさいには、加納院から山伏が村を訪れ、土地改良区の役員が村中の家々をまわってお供えを集めめる。
④入ヶ池	近世	北山村	入ヶ池の貯水のうち、「分切石（ぶんぎりいし）」より上の水を大溝からの流水ととらえ、これを北山村とのあいだで5分5分に分水する。(寛文11年<1671>契約)
	現在	入ヶ池郷土地改良区	毎年、秋分の日以降は、余水吐を締め切って貯水し、余水吐の締切り板(60cm)の分を大溝用水からの流水ととらえ、7月下旬に入ヶ池郷側、国岡側の余水吐の締切り板を同時にあげて分水をおこなう。水分の後、秋分の日までは入ヶ池郷土地改良区が自由に水を使用するが、秋分の日が来ると再び貯水のため余水吐を閉鎖する。

国岡土地改良区所蔵文書および聞き取り調査により作成。

の慣行は広谷土地改良区との間で、④入ヶ池に関する北山村との慣行は入ヶ池土地改良区との間で、それぞれ継承されているのである（表1参照）。

② 新秩序の形成

次に、近代以降の新しい水利秩序の形成についてみてみよう。前述したように、新しい水利秩序は、けつして旧秩序をすべて破壊したうえに形成されたのではなく、あくまで旧秩序を尊重したうえで、新たに付け加えられたものである。

明治期におけるこの地域一帯の最大の変化は、淡山疎水が開通したことである。⁽⁶⁾ 淡山疎水への加盟により、国岡新

村の水利は、より広域の灌漑水系のなかに位置づけられることになった。淡山疎水は、当時、慢性的水不足状態にあつた加古台地の水利状況を好転させるため計画されたもので、明治二十四年（一八九一）に淡河川（おおごがわ）疎水が、大正四年（一九一五）に山田川疎水が開通した。この疎水事業の主体となつた印南新村ほか二〇カ村水利土功会（明治一九年三月設立）には、国岡新村を含む加古台地周辺の二一カ村が加盟した。水利土工会は、明治二三年（一八九〇）六月に制定された水利組合条例にもとづき改組され、同年一月に加古郡母里村外四カ村普通水利組合が設立された。この水利組合は、疎水事業をおこなうための組

合であり、組合に加盟しているそれぞれの水利団体の溜池の入り口まで疎水を送り届けるのがその役目であった。溜池の維持管理や農地への配水は、その溜池を所有する水利団体がそれでおこなつた。そこで、母里村外四カ村普通水利組合への加盟は、形式上は個人が単位であつたが、実質的には溜池水利団体ぐるみでなされた。国岡新村でも村ぐるみでの水利組合に加盟した。末端水利団体がより広い受益地をもつ幹線水利組合に加盟するということは、個人の側からみれば同じ農地について二重に上下の組織に入ることになった。国岡新村に疎水を供給する支線用水路（天満支線）は、明治二十四年（一八九一）に整備されている。

記録によると、普通水利組合設立當時（明治二三年へ一八九〇〇年一月）の国岡新村の要水反別は約六四町歩であった⁽⁸⁾。当時、国岡新村の水不足は深刻で、もつと多くの疎水を必要としていたが、経済的な理由からかなわなかつたという話である。淡山疎水の開通により、国岡地区の水利事情は著しく好転した。疎水開通以前は、米・麦のほか、綿・たばこ等の畑作物が多く生産されていたが、疎水開通後は水田が増加し、米作が中心となつた。

加古郡母里村外四カ村普通水利組合は、明治四一年（一九〇八年）三月には兵庫県淡河川山田川普通水利組合に、昭和二七年（一九五二）三月には兵庫県淡河川山田川土地改

良区に改組され、現在に至っている。

次に、近代以降、新しく築造された溜池についてみてみよう。明治期には、貯水用の溜池として権ノ池（明治初期、水利権共有・国岡五分、琴池五分）、美谷池（明治三十三年、一九〇〇年、水利権共有・国岡七分、琴池三分）が築造された。さらに、大正四年（一九一五）には、農地配水用の溜池として愛宕池が築造された。しかし、美谷池は、昭和五年（一九二六）に県立養護学校建設用地として、権ノ池は昭和五九年（一九八四）に稻美町スポーツセンター建設用地として、それぞれ売却された。

さて、近年、さらに広い地域を対象とする水利事業が展

開されている。それは、神戸市、明石市、三木市、加古川市、美嚢郡吉川町、加古郡稻美町の四市二町が関係する東播用水農業水利事業である。この事業は、上記六つの市町の既耕地へ水の補給をおこなうとともに、新たに大区画農地を造成し、この農地に必要となる灌漑用水も併せて確保することを目的とする国営東播用水土地改良事業と、周辺三市町の水道水供給の安定化を図ることを目的とする兵庫県水道用水供給事業の二つからなっている。このための水源施設として、加古川水系の支川に三つのダムとダムを結ぶ導水路が建設された。この事業は平成五年（一九九三）三月に完工しており、受益地域の農地、および水道用水の原水供給地点に用水を供給している。稻美町周辺地域へは、

淡山土地改良区の管理する水利施設をとおして供給される。⁽⁹⁾

最後に、国岡内部での水源と用水施設の変化について簡単に触れておく。昭和四九年（一九七四）、昭和五三年（一九七八）には新たな水源として、さく井（さくせん）が設置された。さく井とは、池の水が渴水になったとき補助的に水を揚げるための深い井戸である。さく井は、山城池に一ヶ所、千波池に二ヶ所設置されている。また、平成元年（一九八九）四月には、県営圃場整備事業により、国岡土地改良区の全灌漑面積七六町のうち、市街化調整区域とされている二七町（三五・五%）でパイプラインによる農地配水がおこなわれるようになっている。

以上、国岡において、近世に形成された水利秩序の継承と新しい水利秩序の形成について検討した。近代以降の展開は、第一に旧慣の尊重、そして、第二に新たな水源の開発にともなう広域水利組織への参加、第三に水利施設の近代化の三点に特徴づけられるであろう。近代以降の技術的・社会的な変動のなかでも、近世期に村落間に形成された水利秩序は強固に維持され続け、これを残しながらより広い地域を含みこむ新秩序が形成されていったのである。

二 水利組織の機構

本節では、国岡における近代以降の水利組織機構の変遷

について述べる。前述したようすに、近代以降の国岡の水利

は、①国岡新村（明治初期～大正一三年）、②—a国岡水利組合（大正一三年～昭和一六年）、②—b国岡部落会水利部（昭和一六年～三二年）、③国岡土地改良区（昭和二年～現在）と、それをになう組織が推移してきた。このうち、とくに注目すべき重要な転換点となるのは、大正一九年（一九二四）の国岡水利組合の誕生と昭和三二年（一九五七）の国岡土地改良区への改組である。国岡水利組合の誕生によって、意思決定の面でも会計の面でも、水利組織は村落機構から分離された。また、国岡土地改良区への改組により、水利組織は、組織としても村落機構から完全に分離された。

以下では、右の二点を境に、水利組織機構の変遷を三つの時期に分けて考察していく。なお、表2は国岡の水利組織機構の変遷について、表3は国岡の水利組織の「長」の変遷について整理したものである。適時、参照されたい。

① 国岡新村（国岡村^{〔1〕}）による水管理

（近代初頭～大正一三年）

近世においては、水の維持管理は村役人を中心とする村落機構によつてになつれており、水利を目的とする独立した組織は存在しなかつた。近代に入つてもしばらくのあいだは、水利の問題は、近世と同様に、村政の一部として扱

われていた。

明治から大正にかけて、国岡新村の長として村の一般行政および水管理の中心となつたのは、「国岡総代」であつた。水利関係の書類への署名は、「国岡総代」という肩書のもとになされている。^{〔2〕} 水利に関する一切は村政の一部として、国岡総代の名のもとに処理されたのである。

国岡総代を勤めたのは、江戸時代に代々庄屋を勤めたF家の系譜を引く人々であつた。明治初期から中期にかけて国岡総代を勤めたF・K^o氏とF・S^o氏は、いずれもF本家の六代目と七代目であり、つづいて国岡総代となつたF・K^a氏は、F家からの分家の二代目で、本家へ養子に行つたF・S^o氏の実弟であつた。F家は、村の開拓者の子弟であり、江戸時代から庄屋の家として村内で高い地位を占めてきた。近代に入つても、元庄屋家であるF家は、村政について絶対的な権力を保ち続けたのである。

さて、明治末期にはすでに、水利を専門とする役員が存在していたようである。会計関係の史料から、明治四〇年以降については水利委員（一〇名）の存在を確認することができる。^{〔3〕}

また、村内の水管理の要員として、池守（いけもり）と水入（みずいれ）が近世より置かれていた。池守とは文字どおり池の管理者であり、水入とは、溜池から各農家の田畠まで水を引く人のことである。

表2 国岡の水利組織機構の変遷

時 期	水管理組織名	村落機構との関連			水利組織の長		水利役員	池守	水入 (配水係)
		意思決定機関	会計	総会	権威	性格			
① 明治初期 ～大正13年	国岡新村、国岡村(大正9～)	未 分 離	未分離			家格型地主			貧農 希望者 多数
② 大正13年 ～昭和16年 a	天満村国岡水利組合 (協議会 と水利会)	分 離		一括	大		在村地主	池に近い 家	
② 大正16年 ～昭和32年 b	天満村国岡部 (協議部 と水利部) 落合水利部		分離		↓	実業家型地主			
③ 昭和32年 ～現在	国岡土地改良区 (自治会 と土地改)		分離	小		実務型 自作農	自作農	昭和55年 廃止	高齢者 人材難

国岡土地改良区所蔵文書および聞き取り調査により作成。

表3 国岡における水利組織の長

在任者	在 任 期 間	役 職 名	特 記 事 項
F・Ko	慶応3年～明治4年	庄屋	村の開発者の子孫。
	明治4年～明治5年	里正	庄屋の系譜を引くF本家六代目。
	明治5年～明治7年	第六小区副戸長	在村地主。
	明治7年～明治11年	戸長	
F・S	不 明		F本家七代目(F家の分家からの養子)。在村地主。
F・Ka	明治24年～大正7年	国岡 総代	F家の分家の二代目。F・S氏の実弟。在村地主。
不 明	不 明		
T・K	大正13年～昭和3年	国岡水利組合	退役軍人。在村地主。国岡総代を兼任。
F・T	昭和3年～昭和12年	水利委員長	F本家八代目。後に、天満村村長。在村地主。
S・U	昭和12年～昭和15年		酒造会社経営。在村地主。
	昭和16年～		
S・S	不 明	国岡部落会水利部水利委員長	麁会社経営。S・U氏の弟。町会議員。 在村地主。
	昭和21年～昭和32年		
	昭和32年～昭和37年		
Fj・E	昭和38年～昭和48年	国岡土地改良区	国岡区長(8年)。天満農会総代。町会議員。自作農。
Fr・Y	昭和49年	理事長	自作農。
T・T	昭和50年		自作農。
S・H	昭和51年～現在		元国鉄職員。町会議員(議長)。自作農。

慶応3年～明治11年については、『稻美町史』261頁、それ以後については、国岡土地改良区所蔵文書および聞き取り調査により作成。

聞き取りによると、池守の職は、池に最も近い家が代々つとめたそうである。ただし、池守の職は、けつして権威をともなうものではなかったということである。池守の給料は、近世以来、村から米で支払われており、会計書類には、毎年、「池守給米代」の記述を見ることができる。

一方、水入の職は、旧来、経営規模の小さい、比較的貧しい農家がつとめたといわれている。兼業収入の道がほとんどなかつた時代には、水入となることを希望する人が非常に多く、くじ引きで決めたということである。水入の給料は、近世には、村から米で支払われていたが、近代以降は、水入自身が、自分の担当区域の農家から米を集めてまわつた。水入給は、その農地の耕作者が米で支払うことになつていた。^{〔13〕}

会計については、村の協議費と水利費の用途をとくに区別することなく、いわば「ひとつの財布」で運営されていたことがわかる。協議費は戸別割、水利費は所有反別割で賦課されていた。協議費は家ごとの等級別に、水利費は、地租改正による土地の私的所有権の確立にともない、土地所有者が負担することとなつていて、つまり、小作人の耕す耕地の水利費も、地主が負担したのである。協議費と水利費は、『水利費協議費徵收簿』により一括して管理された。

以上、明治初頭から大正一三年（一九二四）のあいだの

国岡新村（国岡村）の水利組織機構について検討した。この時期には、近世とほぼ同様に、庄屋の系譜を引く国岡総代を中心として村落水利が展開されたが、水利委員の設置、土地所有者にたいする反別水利費の賦課などの点に変化がみられる。

②-1-a 天満村国岡水利組合（大正一三年～昭和一六年）

大正一三年（一九二四）、天満村国岡水利組合が誕生し、村の一般行政をになう「協議部」から分離された。水利組合設立の経緯については大変興味のあるところであるが、史料がないため、残念ながら知ることができない。

国岡水利組合の組織機構について知るための最大の手掛かりは、「国岡水利組合規約」、「池守職務心得」、「水入役心得書」の三つの史料である。これらは、水利組合設立にあたつて起草されたものと考えられる。これによると、成立当初の国岡水利組合は、水利委員長兼総代のもとに、水利委員一〇名、池守六名、水入役五名という構成で運営されていたことがわかる。

「国岡水利組合規約」は、全二一条からなつており、受益区域、役員の選挙方法、その職務权限などについて定めている。役員の選挙権・被選挙権については、明治四年（一九〇八）三月に加古郡母里村外四カ村普通水利組合の改組により設立された兵庫県淡河川山田川普通水利組合の

規約とその内容および記述方法が似てゐるので、規約の作成にあたつては、これを参考にしたものと思われる。^(規約) まず、

「国岡水利組合規約」から、水利組合役員の選考方法と職務権限についてみてみよう。

ニ非ラズ、

(中略)

第六条 水利委員ノ任期四年トス、 (中略)

第十五条 水利委員職務権限

水利会ハ水利土木村治上ニ関スル事件ヲ議定ス、

凡ソ左ノ如し、

一、水利規約ヲ設定及ヒ訂正スル事、
二、水利費及ヒ村費ヲ以支弁スル事、并協定ス
ル事、

第三条 第壱条 第二条

天満村国岡水利組合規約

国岡村ハ区域ハ從来ノ区域ニ拠ル、
本村ノ建造物ヲ維持管理シ、水利上一切ノ事務
ヲ處理スル為、水利委員タル役員ヲ置キ、其選舉
方法、職務権限、左之通り定ム、

水利会ノ組織及選挙

水利委員ノ定数ヲ十人トシ、左ノ員數ヲ選挙ス、
投票ハ連記ニシテ匿名投票トス、但シ選挙人ノ協
議ニヨリ投票ヲ用ヒズ指名推薦スル事アルベシ、
字高上町水利關係者十九人 三人

字前条

武人

壱人

壱人

字池の尻条

字三木屋条

字裏条

第四条

選挙権ヲ有スル者ハ、年齢満五歳以上ノ男

子ニテ、本村ニ於而田地五七歩以上ヲ満一ヶ年已
上間断ナク所有スルモノ、及ヒ家督相続ニ拠リ其

財産ヲ繼承シタル者、但シ、準禁治產者ハ此限り
選出された。水利委員選挙の選挙権は、満二十五才以上の男

水利委員は、定数一〇名で、字ごとに人数を割り當てて
(後略)

子で、国岡村に五畝以上の田地を満一年以上間断なく所有する者に与えられた。水利委員の任期は四年とされている。水利委員の職務権限は多岐にわたっており、まさに村の建造物の維持管理ならびに水利に関する一切のことがらが彼らの職務であつたといえる。

水利委員に選出されたのは、村で大地主と目された家の人々であった。戦後の農地改革により大地主が解体されるまで、国岡では七つの家が大地主として力をもつていたといふことである。戦前の水利組合は、大土地所有者が水利組織の役員層を占める「地主代表制」というべき構成をとつていたのである。大正一四年（一九二五）の『水利費反別賦課原簿』により水利委員の土地所有面積を大きい順にあげていくと、元庄屋家のF・T氏一四町八反、水利委員長のT・K氏六町二反、つづいて五町七反、五町二反、四町九反、四町、二町六反、二町五反、二町二反、二町二反となつてゐる。⁽¹⁾

水利組合誕生当初は、水利委員長は国岡総代を兼任しており、水利委員長となる人物個人の村における職務権限の範囲は、水利組合成立以前の国岡総代のそれと大差はないかつものとかんがえられる。規約の第一四条、第一八条には、水利委員長の選考方法と職務権限について、次のように定められている。

第十四条

水利委員当選確定シタルトキハ水利委員会ヲ

開キ、本村公氏中、田地壹町五反歩已上所有スル者ヨリ委員長兼総代壹人ヲ選挙スベし、

水利委員長兼総代ハ水利委員会ニ於而之レヲ選挙ス、但し水利会ニ於而総代ヲ選任スルハ土地ヲハ水利ニ重キヲ置キタルが故ナリ、

第十八条

水利委員長兼総代ハ本村ヲ統括シ本村ヲ代表ス、水利委員長兼総代ノ担任スル事務概目、左ノ如し、

一、水利会ノ議決ヲ得ベキ事件ニ付、其議案ヲ発し及其議決ヲ執行スル事、

一、財産及築造物ヲ管理スル事、

一、証書及公文書類ヲ保管スル事、

一、収入支出ヲ命令し及会計ヲ司ル事、

一、水利会ノ議決ニヨリ使用料、手数料、加入金、夫役、現品賦課徴収スル事、

水利委員長は、水利委員選挙後の水利委員会において、國岡村に居住する人で、田地を一町五反以上所有する人のなかから選挙によつて選出することとされていた。國岡村を代表する国岡総代は、協議会ではなく水利会で選出されることとなつてゐるのである。その理由として、規約は、國岡は水利に大きな比重を置く土地柄であるから、として

いる。この村にとつて、水利事業は最重要事項だつたのである。水利委員長兼総代は、国岡村を統括し代表する人物であり、その職務は広範囲にわたつてゐる。

水利組合誕生以前、国岡総代として国岡の水利運営のリーダーとなつていたのは、元庄屋のF家であつた。前述のように、F家は一四町以上もの土地を所有する大地主でも

あつた。そこで、水利組合誕生以前の水利運営のリーダーを、「家格型地主」としてその特徴をとらえることにしよう。水利組合誕生後には「家格型地主」の独占的優位がくずれ、より資本主義的な性格をもつ「実業家型地主」が登場することになる。

水利組合誕生当初、水利委員長兼総代をつとめたT・K氏は、村の大地主のひとりとみなされてはいたが、いわゆる旧家の出身ではなかつた。彼は、立派な髭をたくわえた海軍の退役軍人だつたということである。土地所有面積についてみて、前述したように、T家の土地所有面積は、元庄屋であるF家の半分以下であつた。こうして、明治初期からつづいた「家格型地主」の独占的優位は、T・K氏の登場によりくずれることになつたのである。

規約の規定にもかかわらず、水利委員長と総代はまもなく分離した。つづいて水利委員長となつたのはF・T氏であり、総代となつたのはN・T氏であつた。水利委員長F・T氏は、元庄屋家であるF本家の八代目で、後に天満

村村長となつた人物である。「家格型地主」がふたたび水利運営のリーダーとなつたのである。一方、総代N・T氏は、村に五町七反の耕地を所有する在村地主であり、(水利委員長ではなく) 水利委員を兼任していた。ここに、水利委員長と総代とによる「村役両頭制」というべき体制ができあがつた。

昭和一二年(一九三七)には、あきらかに実業家としての性格を備えた地主が水利委員長の職についた。酒造会社を經營する在村地主S・U氏である。以後、昭和三〇年代にいたるまで、国岡では、S家が水利委員長をつとめた。

水利組合長と水利委員は、必要に応じて、適時、「水利会」を開き、用水および用水施設の管理をおこなつた。渴水や水争いへの対応、村道の改修、祭りのことなど、村全体にとって重要な議題については水利会と協議会(協議委員一二名からなる)との「合同会」がもたれた。「水利会同日誌^[18]」等によると、昭和三年(一九二八)には、水利会が一九回、合同会が一回開かれおり、周辺村との水争いの激しかつた昭和四年(一九二九)には、水利会が三八回、合同会が九回開かれている。水利総会にあたる会合は戸主会であり、ここで協議部とあわせて水利部の活動報告や決算の承認がおこなわれた。

つぎに、「池守職務心得」と「水入役心得書」により、大正末期頃の池守と水入の職務についてみてみよう。

池守は、水利委員長の推薦によつて、水利委員が協議の上決定することとされてゐた。人数は六人とされ、池の割り当てが定められていた⁽¹⁹⁾（ただし兼任可）。池守は、水利委員長および水利委員の指揮のもとにおかれた（第三条）。その職務は、①自分の受け持ちの溜池の堤防、樋門に注意し、破損箇所を発見したら直ちに水利委員長に報告し応急の修繕を施すこと（第四条）、②用水路（他村にある用水路を含む）を見廻り、水の貯溜につとめること（第五条）、

③夏の降雨の際には、昼夜を問わず水路に駆けつけ、流水を集め、溜池に引水すること（第六条）の三つであつた。

水入は五人で、水利委員長の推薦により、水利委員会で協議し選定されることになつてゐた（第一条）。池守と同様に、水入も水利委員長および水利委員の指揮命令下に置かれていた（第三条）。水入は、田植開始に当たつては池の樋門を保管し、これより秋の彼岸まで、約八〇日間勤務した（第四条）。水入は、自分の受け持ち区域の田地に公平に配水し、極力、不公平のないよう努めなければならなかつた（第五条）。

最後に、会計運営の変化についてみてみよう。国岡水利組合の誕生により、村の協議部の会計と水利関連の会計は分離された。協議費（戸別割）は村の協議部の収入に、水利費（所有反別割）は水利組合の収入になつた。そこで、これまで一冊の帳面にまとめられていた「国岡村」の『水

利費協議費徴収簿』も分離され、水利組合では、水利費の賦課のみを目的とする「国岡水利」の『水利費反別賦課原簿』が作成されるようになつた。予算書や決算書も、村の協議部とは別に作成されるようになつた。

以上、大正一三年（一九二四）から昭和一六年（一九四二）にかけての国岡水利組合による水管理組織について、規約、日誌、会計書類などの文書史料をたよりに記述した。意思決定の面でも、会計の面でも、村の協議部とは独立した水利組合が誕生したことが最大の変化である。協議会とは別に、水利にかんする意思決定機関として、水利委員長と水利委員からなる水利会がもたれるようになつた。また、これまで「ひとつ財布」で運営されていた村の協議部と水利部の会計は分離された。水利組合の誕生にあたつては、規約が整備され、選挙による役員選出が定められるなど、組織としての基盤づくりがおこなわれた。

この時期の水利組合は、地主代表制というべき構成をとつており、大土地所有者が水利委員長・水利委員となり村の水利運営をはじめとする村政全般の中心となつてゐたのであるが、水利組合誕生後は「家格型地主」による独占的支配がくずれ、さらに昭和初期には水利委員長と国岡総代が分離し、村役両頭制が成立した。そして、昭和一〇年代に入

ると、「家格型地主」にかわって「実業家型地主」が水利運営の中心にあらわれるようになつた。

国岡水利組合の誕生により、水利組織と村落機構との組織的分離は大きく進んだのであるが、その分離はまだ完了していないなかつた。国岡村全体にとって重要なことがらについては水利会と協議会との合同会がもたれていたし、水利組合は戸主会とあわせておこなわれていた。このことは国岡水利組合はたんなる農業水利のための受益者団体としてではなく、村落機構と切り離してかんがえることのできない、国岡村の村政の重要な一部をになう団体として位置づけられていたことを示している。

②-1b 天満村国岡部落会水利部

(昭和一六年～昭和三二年)

昭和一六年（一九四一）、国岡水利組合は、国岡部落会水利部に改組された。昭和一五年（一九四〇）の内務省訓令「部落会町内会整備要綱」にもとづき戦時下の住民組織が全国的に整備されたのであるが、これにあわせて村落機構の再編成がおこなわれたのである。これにより、「国岡村」は「国岡部落会」となり、協議部、水利部、愛宕神社部の三つの部で構成されることになった。それぞれの部には役員として協議委員、水利委員、愛宕神社世話人が置かれ、これまで、村を代表し、協議部の長を勤めてきた「国

岡総代」は、「国岡部落会長」となつた。また、村内の行政割も改められ、これまでの「字」にかわって、「隣保」および数隣保からなる「組」を単位とするようになつた。ただし、隣保および組は、それまでに存在していた地域的なつながりを尊重してつくられた。⁽²⁰⁾

しかし、水利組織の運営にとって、右のような組織的変革は形式的なものにすぎず、実質的には目立つた変化は生じなかつたと思われる。なぜならば、水利組合が部落会を構成する部のひとつとなつたのちも、水利部は、意思決定の面でも、会計の面でも、他の部にたいしてこれまでどおりの独立を保ち続けたからである。

日常的な意思決定は、協議会と水利会がお互いに独立しておこない、それぞれの部が年に一度、活動報告や予算、決算の承認を求める組会は、「部落組会」というかたちで一括して招集された。また、聞き取りによると、水利部の長である「水利委員長」の部落内における地位は依然として高く、人々は水利委員長と部落会長を「同格」とみなしていたということである。国岡では、水利の問題はあいかわらず部落全体にかかる重大事とみなされており、水利委員長は部落会長の下ではなく、同等の重みをもつ役職とかんがえられていた。昭和初期に成立した水利委員長と総代の村役両頭制は、水利委員長と部落会長の両頭制というかたちで、部落会成立後も維持されつづけたのである。

会計の面でも、部落会では、協議部、水利部、愛宕神社部はそれぞれ独立しており、水利部はこれまで同様に、独立した会計運営をおこなっている。⁽²¹⁾また、水利費の徴収方法からも水利部の独立性はあきらかである。聞き取りによると、水利費は、毎年一二月末の日曜日に部落の公会堂（現在は、ここに土地改良区会館が建設されている）へ各自が持参したということである。これにたいして部落協議費は、国岡部落から依頼された「歩き」とよばれる人（女性）が、部落内の人々をまわつて徴収した。⁽²²⁾

この時期に水利委員長をつとめたのは、前述したように、実業家の性格を備えた在村地主S家であった。酒造会社を経営するS・U氏について、その弟で麺会社を経営するS・S氏が水利委員長となつた。S家はこの時期、元庄屋のF家、国岡総代のN家とともに村の三本の指に数えられる大地主であつた。昭和一四年のS・U氏とS・S氏の土地所有面積をみると、S・U氏は八町一反、S・S氏は一町三反を所有している。⁽²³⁾

村内の行政割の変化にともない、これまで「字」単位に選出されていた水利委員は、「組」単位に選出されるようになつた。現在、国岡土地改良区では「組」を単位として組織編成がなされているが、その原型は、このとき成立したものとかんがえられる。⁽²⁴⁾水利委員には、やはり大土地所有者が選出される傾向があつたという話である。

戦後、農地改革により大地主が解体されると、国岡の土地所有秩序は大きく転換した。これによつて、部落会水利部の地主代表制的構成はくずれ、小規模自作農からなる集団へとその性格を変えることになつた。こうした大転換のちも、国岡では、土地改良区に改組されるまで、部落会水利部という組織形態を保つたまま水利運営がおこなわれたのである。

以上、昭和一六年（一九四二）から三二年（一九五七）にかけての国岡部落会水利部について記述した。戦時体制下での国家による地域社会組織の整備にともない、国岡の水利組織は部落会を構成する組織のひとつとして位置づけられることになった。そして、新たに部落会の下位集団として設定された「組」を水利委員の選出単位とするなど、部落会の組織的整備にともない、水利部内部の組織も整えられた。しかし、このような変化は形式的なものにすぎず、部落会水利部は、戦後、農地改革をむかえるまでには、実業家型地主を中心とする地主代表制的構成を維持しつつ、部落会を構成する他の部にたいして、意思決定の面でも会計の面でも独立した運営を保ち続けた。そして、戦後の農地改革により大地主が解体され、土地所有秩序が大きく転換したのも、しばらくは部落会水利部という組織形態を保つたまま水利運営がおこなわれたのである。

(3) 国岡土地改良区（昭和三二年～現在）

昭和三二年（一九五七）一二月、国岡部落会水利部は国岡土地改良区に改組され、これによつて部落会（自治会）

と水利組織は、組織的に完全に分離された。以後、土地改良区の組織運営は、土地改良法にしたがつておこなわれるようになつた。土地改良区総会と部落会（自治会）の総会は、別々に開かれるようになり、現在、土地改良区総会は毎年三月末日に、自治会総会は四月上旬に開かれている。

土地改良区への改組にともない、土地改良区の長は理事長、役員は理事または幹事となり、公職選挙法の規定にしたがい組合員の選挙によつて選出されることになった。ただし、国岡土地改良区では、これまで同様に各組ごとの人數割当にしたがつて役員候補者を選出することにしたので、候補者は常に定数内におさまることになり、実際に投票がおこなわれることはないうである。

現在、国岡土地改良区は理事長一名、副理事長一名、会計一名、理事四名、幹事二名、計九名の役員によつて運営されている。現在役員をつとめているのは、ごく平均的な農家の人々である。年齢的には五〇才以上で、組長などの地区の役員や、農業の経験の豊かな人々である。理事の任期は三年とされているが、二期以上つとめる人は少ない。一九六〇年代以降、急速な兼業化と離農の進展により、

国岡における農業の比重はいちじるしく減少した。ちなみに、平成三年（一九九一）現在の国岡自治会加盟店数は六一五戸であったが、そのうち農家戸数は一四五戸で、二三・六%を占めるにすぎない。

国岡は、稻作中心の村である上、水不足の土地柄であったため、水利組織の長という役職は、旧来、非常に大きな権力をもとなうものであつた。しかし、兼業化ならびに離農の進展にともない、土地改良区理事長という役職の重みは、かつてに比べて大きく減少することになった。けれども、土地改良区理事長が、依然、村の要職とみなされていることに変わりはない。

土地改良区の初代理事長は、改組當時水利委員長の職にあつたS・S氏であった。S・S氏が実業家型地主という性格をもつていたのにたいして、その後に理事長をつとめた人々は皆、平均的な自作農であり、S・S氏とは性格を異にしている。彼らは、農業高校を卒業しているとか、区長や町会議員を歴任しているといった理由で、農業に関する知識の深さや組織運営の手腕を評価されて理事長に選ばれた、いわば「実務家型」のリーダーであり、必ずしも農地所有面積が大きいという理由によるのではない。かつては「家格型地主」によつて占められていた国岡の水利組織の長の職は、「実業家型地主」を経て、今日では「実務家型自作農」によつてになられるようになつたのである。

次に、近世以来、国岡の用水管理にあたってきた池守と水入についてみてみよう。昭和五五年（一九八〇）、村の開発以来、池の管理者として置かれていた池守の職が廃止され、かわって理事がその職務を担当することになった。これまで、池守は池の近くに居住する農家で手間のある家に依頼されていたのであるが、この職は、池の管理責任をもつ土地改良区理事長および理事の指揮監督下にある職であり、池守自身には管理責任がなかった。そこで、管理上の責任をもつ理事が、みずから池の管理をおこなうべきであるとかんがえられるようになり、理事が分担⁽²⁷⁾して池の管理をおこなうよう改められたということである。

水入という職名は、昭和五五年（一九八〇）の池守の廃止のさいに「配水係」と改められている。水入の職務内容は、土地改良区改組後も変化はなく、六月二三日から九月二三日の配水期間中、溜池から各農家の田畠までの配水をおこなっている。この地域では、六月一五日噴灌抜きがおこなわれ、その後、代かき、田植えがおこなわれる。噴灌抜き日から田植えが終まるまでの約一週間は、各農家は自由に水を使用することができる。しかし、六月二三日以降は配水期間となり、用水配分の一切は配水係に委ねられ、各農家は自由に水を使うことはできない。

配水係は五名置かれており、年度ごとに組の単位で選出され、依頼される。その内訳は、一組・二組から一名、三

組・四組から一名、五、六、七組からそれぞれ一名ずつとなっている。現在、配水係をつとめている人々は、六〇歳代後半から七〇歳代といずれも高齢である。かつては兼業収入を得るための雇用機会が限られていたため、水入役の職を希望する人は多かつたということであるが、高度経済成長期以後は兼業機会に恵まれるようになり、水入役（配水係）を進んでつとめようとする人がいなくなつた。また、兼業農家が三ヵ月間も用水配水労働に専念することは時間的にも不可能である。配水係は用水配分をおこなうのであるから、灌漑担当区域の水路、水田を熟知し、農業の知識もあり、平等な用水配分をおこなう熟練した技能をもつていなければならぬ。したがつて、配水係は、誰にでも簡単にできる仕事ではないので、その人材確保はさらに困難をきわめている。

土地改良区への改組にともない、水入の給料の支払い方法が変更されている。戦前には、水入の給料は、水入自身が自分の担当区域の農地の耕作者から米のかたちで集めていたのであるが、土地改良区への改組にともない、土地改良区から現金で支払われるようになった。配水係の給料は月給制で、七月・八月・九月の三ヵ月間支払われている。

以上、昭和三二年（一九五七）の国岡土地改良区設立以降の水管理組織機構について記述した。土地改良区設立以降は、自治会と土地改良区は、組織上、完全に分離され、

これまで一括しておこなわれていた総会もそれぞれ別々におこなわれるようになった。また、戦後の地主制の解体、六〇年代以降の離農、兼業化の進展により、水利組織の長の権威は以前に比べて大きく減少した。水利組織の長をつとめる人物も、地主から平均的な自作農へと移った。近年では、農業従事者の高齢化が進み、むしろ土地改良区理事長をはじめとする土地改良区役員や配水係の人材確保が問題となっている。

三 成員資格

水利組織の成員資格について検討する場合には、その水利組織のもつ歴史的背景についてとくに注意する必要がある。誰をその水利組織の実質的な構成員と認めるかということは、いかえれば「その村（部落）に居住している」ことが水利組織の成員資格との程度関係しているかといふことは、その水利組織が歴史的にどのような経緯で形成されたかことと深く関連している。前述したように、稻美町内の水利団体の場合、近世期に形成された水利組織では、村（部落）内の住民であるかどうかを基準として構成員の待遇に差がみられるのにたいして、近代以降に誕生した水利組織では、所属する村（部落）の相違による構成員間の不平等はほとんどみられないものである。

前節までに検討したように、国岡の水利組織は、基本的には近世期に形成された水利秩序に濃厚に規定されながら運営されてきた。近世期には、水利の問題は村政の一部と認識されており、近代以降も、ながらく、水利は村全体にかかる重大事とされてきた。そこで、水利組織は村の協議部にたいして一応の独立をたもちらも、やはり村に所属する組織として、村と深く関連しつつ運営されてきたのである。そのため国岡では、水利組織の運営にかかる諸権利——選挙権・発言権・議決権——を実質的に行使できるのは、国岡に居住する人に限られてきた。農家戸数割合が二割強となつた現在でも、国岡土地改良区は国岡の村落社会との結びつきを強く保つており、このことが国岡に居住していない土地改良区組合員が土地改良区の運営にかかわることを困難にしている。⁽²⁸⁾

国岡土地改良区と国岡の村落社会との結びつきは、たとえば、以下のようないきがきができる。現在、国岡土地改良区は、国岡自治会の行政割である「組」を単位として組合員を組織している。土地改良区の運営において、組はつぎの五つの機能を果している。①農地把握の単位。土地改良区が作成する農地台帳（耕作者および耕作面積を把握する目的で作成され、これにもとづいて経常水利費が賦課される）は組ごとに作成されている。組に所属しない

いる。②水利費徴収の単位。土地改良区の經常賦課金は、年一回七月に、各組の役員が受け持ち区域の農家をまわつて集める。③土地改良区役員選出の単位。土地改良区の役員は、原則として各組から一名ずつ、各組ごとの話し合いによって選出される。④配水係選出の単位。配水係は、年度ごとに組単位で選出され、依頼される。⑤共同労働の単位。毎年六月に、各組ごとに田植え前の溝さらえがおこなわれる。溝さらえは二回おこなわれ、初めの一回は農家と非農家がいっしょにおこない、あとの一回は農家だけでおこなう。日時の決定からその連絡、作業、慰労会にいたるまで、すべて各組ごとにおこなわれる。欠席者の扱いについても、各組の組長の裁量にゆだねられている。このように、国岡土地改良区の組合員は、国岡自治会の行政割である「組」を単位として、つまり村落社会の成員として組織されている。

また、国岡土地改良区は、国岡自治会やその他の団体と同様に、国岡の村落社会を構成するひとつの団体として意識されている。土地改良区の役員は、自治会の広報紙上で自治会役員、老人会役員、神社の世話人などと同列に、地区の役員として紹介される。また、国岡自治会の長である「区長」の承認をおこなう「合同役員会」にも、国岡地区内の団体の代表として土地改良区役員が参加しているのである。

では、近代以降の国岡における水利組織の成員資格の変遷を追つていくことにしよう。ここでは、水利権だけでなく、水利組織の運営にかかわるための役員の選挙権、総会での発言権・議決権にも注目し、これらの権利の有無だけでなく、それを実際に行使できるかどうかということも含めて検討をすすめたい。

近代に入ると、地租改正にともなう土地の私的所有権の確立により、水利費は所有反別を基礎に土地所有者にたいして賦課されるようになつた³⁰⁾。水利費を負担するのはその土地の所有者（地主）であつたので、水利権も土地所有者にあるとかんがえられた。反別水利費の賦課額は、村（部落）内の住民であるかどうかを基準として差がもうけられていた。明治、大正期の数字は残念ながら不明であるが、たとえば、昭和一〇年の反別水利費は、村（部落）内二円一〇銭割、村（部落）外二円三〇銭割であつた³¹⁾。

選挙権にかんする規定については、大正期に国岡水利組合の設立にさいして作成された「国岡水利組合規約」から知ることができる³²⁾。これによると、水利委員選挙の選挙権は、満二十五才以上の男子で、国岡村に五畝以上の田地を満一年以上間断なく所有する者、および家督相続によりその財産を継承した者に与えられていたことがわかる。また、被選挙権については、選挙権を有する者のうち「一、官公吏、神職、僧侶、其他諸宗教師、二、諸学校ノ教諭并ニ教

員、三、諸種工事ノ請負ヲ為シ営業トスル者」を除く者に与えられていた。⁽³⁴⁾ここには、村内に居住する者という条件はない。しかし、水利委員の選出方法を検討すると、実質的には村内に居住する者しか水利委員の選出にかかるわなかつたことがわかる。前述したように、水利委員は字ごとの人数割り当てにしたがい投票によって選出されたのであるが、実際に投票がおこなわれたことはなかつたようである。⁽³⁵⁾たいていは、「選舉人ノ協議ニヨリ投票ヲ用ヒズ指名推薦」された。この協議は字ごとにおこなわれたので、字に属さない人々、すなわち村外に居住する人々は、選舉権を有するにもかかわらず、それを行使することはできなかつたのである。国岡部落会水利部に改組された後も、水利委員は組ごとの話し合いによつて選出されており、部落外居住者が役員選出にかかるることはできなかつたのである。

総会での発言権・議決権についても同様である。国岡では、昭和三二年に土地改良区に改組されるまで、水利総会は村の協議部の総会（戸主会、部落総会）と一括して招集されていたため、国岡に居住していない人々が国岡の水利総会に参加することはなかつた。村の構成員以外の人々は、たゞえ国岡に農地を所有し水利費を納めていたとしても、水利運営にかんする発言権・議決権を事实上もてなかつたのである。

このように、選舉は字ごとにおこなわれたので、字に属さない人々、すなわち村外に居住する人々は、選舉権を有するにもかかわらず、それを行使することはできなかつたのである。しかし、水利委員の選出方法を検討すると、実質的には村内に居住する者しかそれを行使することができなかつたことがわかる。前述したように、水利委員は字ごとの人数割り当てにしたがい投票によって選出されたのであるが、実際に投票がおこなわれたことはなかつたようである。⁽³⁵⁾たいていは、「選舉人ノ協議ニヨリ投票ヲ用ヒズ指名推薦」された。この協議は字ごとにおこなわれたので、

このように、戦前の国岡では、土地所有者が水利費を納入し水利権を有していたが、水利組織の運営にかかる役員選挙権、総会での発言権・議決権については、事実上、村内に居住する者しかそれを行使することができなかつたのである。

戦後、水利費は農地の所有反別ではなく、耕作反別にもとづいて耕作者に賦課されるようになった。こうして、水利権は、土地所有者ではなく耕作者に与えられるようになつた。

昭和三二年（一九五七）、国岡土地改良区の設立により、国岡の水利組織は部落会（自治会）から分離された。国岡土地改良区の灌漑区域内に農地を耕作するものは、村内に居住する者でなくとも組合員となることができた。土地改良区のすべての組合員は、平等に、農地の耕作反別にしたがつて水利費を納め、選挙権ならびに総会での発言権・議決権をもつた。土地改良区設立以後、土地改良区総会は、部落会（自治会）とは別の日に招集されるようになつた。

このように、国岡に居住する人もそうでない人も、制度上、耕作者として平等な権利をもつてゐるのであるが、やはり実際には、国岡に居住していない組合員が総会に出席し、自らの権利行使することはほとんどないとということである。また、土地改良区役員の選出にあたつては、本来は組合員の選挙で選出しなければならないのであるが、こ

これまで同様に各組ごとの人数割当にしたがつて役員候補者を選出しているため、候補者は常に定数内におさまることになり、実際に投票がおこなわれることはない。したがつて、国岡に居住していらない組合員は、事実上、選挙権を行使することはできないのである。土地改良区改組後も、国岡に居住しているかどうかということが水利組織の運営にかんする諸権利を行使できるかどうかに大きく影響しているのである。

さて、国岡において、外部との農地売買が進むにつれて、「財産権」をめぐる問題が生じるようになつた。組合員は国岡土地改良区の管理する財産——溜池・水路等の不動産、預金等——にたいする権利をもつのであるが、新規転入者が新たに国岡で農地を購入し耕作して組合員となり、土地改良区の財産権をもつようになることについて疑問の声があがるようになつた。村の開発以来の共有財産である溜池や水路等にたいする権利を、外部からの新規参入者に認めるのは問題があるというのである。そこで、昭和五年（一九七六）の土地改良区総会において、それ以後の新規参入者については財産権をもたない「準組合員」とすることが決定された。準組合員は財産権をもたないだけでなく、役員選挙権・被選挙権・総会での発言権・議決権もなく、ただ水利権のみが与えられることになつてゐる。

以上、近代以降の国岡における水利組織の成員資格の変

遷を追つた。そこには、二つの大きな転換点をみいだすことができた。ひとつは、戦前の土地所有にもとづく成員資格から、戦後の土地耕作にもとづくそれへの転換である。もうひとつは、昭和五一年（一九七六）以降の新規参入者にたいする正規成員資格からの排除である。

近代から現在までを通していくことは、「国岡に居住」していくはじめて、水利組織運営にかかわる諸権利を行使することができるということである。近世期には、水利の問題が村政の重要な一部とされてきた国岡では、近代以降も、水利組織と村落機構は密接な関係を保ち続けた。このことが、水利組織の実質的な成員資格のあり方に大きな影響を与えたのである。

おわりに

本稿では、国岡の事例を対象として、近世期に形成された村落水利秩序——周辺村落との間の水利慣行、組織運営方式など——の継承と変容の過程について検討した。

近代以降の国岡の水利組織は、近世期に形成された水利秩序に濃厚に規定されながら運営されてきた。近世村国岡新村の水利慣行は、町村合併によつて新しく設定された行政村天満村ではなく、旧近世村国岡新村によつて継承された。溜池や水路などの土木建造物は、水の利用条件を規定

する枠組の実体として存在し続けた。国岡新村は、明治期に周辺村落とともに広域水利組織に加盟し、新たな水源である淡山疎水の利用を開始したけれども、それは疎水にかかる新たな水利慣行を付け加えたにすぎず、これによつて近世期に周辺村落との間に形成された水利秩序が犯されることとなかった。近年展開された東播用水農業水利事業も、同様に、近世以来の村落間の水利秩序に変更をせまるものではない。

水利組織の機構は、近現代をとおして、村落機構と密接な関連を保ちながら目的集団としての組織的整備が進められてきた。明治初期からしばらくのあいだは、近世期と同様に村落機構が水管理機能になっていたのであるが、大正一三年（一九二四）には天満村国岡水利組合が誕生し、意思決定および会計運営については村落機構との分離がなされた。しかし、村落機構との組織的分離はこれで完了したわけではなかった。国岡村全體にかかる重要な議題は水利会と協議会との合同会で協議されたり、水利組合は戸主会・部落総会と一括して開催され続け、水利組織は村落機構との結びつきを強く保ち続けた。昭和三二年（一九五七）には、土地改良法にもとづき国岡土地改良区が設立され、これによって水利組織と村落機構は組織上完全に分離された。けれども、長い間、村落機構と深い関連を保ちながら水利組織の運営が展開されてきたため、今日でも国岡

土地改良区は国岡地区に所属する組織のひとつとして、地域住民に観念されている。

水利組織の役員の性格は、時代により大きく異なつている。水利委員は、戦前までは部落内のおもだつた地主が継続して選出されており、地主代表制というべき構成をとつていたのであるが、農地改革により大地主が解体されると、平均的な自作農が選出されるようになつた。今日では、農業や地域での役員の経験、時間的余裕、健康状態などを考慮して選出されるようになつており、再選される人は少ない。

水利組織の長のない手は、近代に入つてしばらくの間は元庄屋家の系譜を引く「家格型地主」がつとめたのであるが、大正末期になると、それほど家格の高くなない人も水利委員長として登場するようになる。昭和一〇年代には、一〇町歩近い土地を集積しつつ会社經營をおこなう「実業家型地主」があらわれる。戦後は、農地改革により大地主が解体されたため、土地所有面積や耕作面積とは関係なく、実務的能力を備えた自作農（「実務型自作農」）が選出されるようになつてゐる。

各溜池に池守を置き、溜池から各耕地までの配水は水入役がおこなうという水管理方式は、最近では一部パイプラインの導入により配水係（水入役）の負担が軽減されいるけれども、近世以来、ほとんど変化はみられない。ただ

し、今日では、池守の仕事は土地改良区役員がつとめてい
るし、水入の仕事のない手は、兼業収入を求める零細な
農家（希望者多数）から高齢者（人材難）へと変化している。
水利組織の成員資格は、つねに村の構成員としての成員
資格と深く結びついていた。近世以来、国岡では、水利の
問題は村全体にとっての重大事であり続けた。そのため、
水利組織は村落機構と密接な関係を保ち続け、水利組織の
実質的な成員資格にも影響を及ぼすことになったのである。
水利組織の成員は、戦前は土地所有者に限られており、彼
らは水利権だけでなく、水利組織の運営にかかわる役員選
挙権・被選挙権・総会での発言権・議決権をもつていた。
しかし、水利組織の運営にかかる諸権利を実際に行使す
ることができるのは、事实上、村内居住者に限られていた。
戦後、水利権は土地耕作者のものになつたのであるが、村
外居住者が、選挙権・被選挙権・総会発言権・議決権を行
使しにくい状況は続いた。さらに、近年では、農地売買が
進んだため財産権の問題が意識されるようになり、昭和五
一年（一九七六）以降の新規加入者は財産権だけでなく選
挙権・被選挙権・発言権・議決権ももたない準組合員とな
れ、水利権のみが与えられるようになつた。

近世期に形成された周辺村落との間の水利慣行や組織運
営方式は、近現代をつうじて維持され続け、その多くは今
日でも確認することができる。これらの旧慣は、新しく形

成される水利秩序を規定する枠としての役割を果してきた
とかんがえられる。しかし、近代以降の社会変動のなかで、
国岡の水利組織は旧慣を堅く維持しながらも、その外側には
は広域水利組織との間にあらたな水利秩序を築き、内側では
は目的集団としての組織的整備を進めつつ質的変容をとげ
てきたのである。

本稿では、水利組織と行政との関係については、議論を
展開することができなかつた。周辺地域をふくむ、より広
範囲の史料収集・検討とあわせて、今後の課題としたい。

【付記】

本稿をまとめにあたり、国岡土地改良区の関係者の
方々から懇切なご協力をいただきました。記して感謝いた
します。

(1)

永田氏は、旧池の水利団体の事例として野寺を、新池の
事例として手中池をとりあげ、詳細な分析を加えておられ
る。永田恵十郎「溜池灌漑地帯における水利秩序の変容過
程——兵庫県加古台地の場合——」、「日本農業の水利構
造」、岩波書店、一九七一年、一七九—一八五頁。

(2)

筆者は、一九九一年二月に稻美町内の水利団体を対象と
して郵送によるアンケート調査をおこなつた（別表参照）。
この結果によると、近世以前に成立した水利委員会では、
そのほとんどが自治会総会終了後、続けて水利委員会の総

- (7) 会をおこなっているが、明治以後に成立した水利委員会の場合は、自治会総会と水利委員会総会を別々におこなっているところが多い。また、水利委員会総会参加資格者についても、近世以前に成立した水利委員会からは、「自治会員全員」、「自治会費納付家」という回答も寄せられているが、明治以後に成立した水利委員会にはこのよくな回答はみられない。以上の事実は、今日でも、近世以前に成立した水利委員会は村落機構（自治会）との結びつきが強く、自治会の行政区域内に居住するものにしか総会での発言権や議決権が認められていない場合が多いことを示している。
- (6) 拙稿（田中和美）「水利共同関係の展開と藩權力——新開村における水利権の確保をめぐて——」、神戸大学社会学研究会『社会学雑誌』第九号、一九九二年。
- (5) 余田博通『農業村落社会の論理構造』、弘文堂、一九六年。
- (4) たとえば、史料一、寛文二年（一六七一）六月「入ヶ池上水立合証文」、史料三、寛文二年（一六七二）六月「大溝分水契約書」、国岡土地改良区所蔵文書。なお、史料番号は、私の修士論文のため収集した原史料に付した番号をそのまま用いている。
- (3) 一年。
- (2) 淡山疎水成立の経緯については、淡河川山田川土地改良区『兵庫県淡河川山田川疎水百年史』、一九九〇年、旗手勲『淡河川・山田川疎水の成立過程』、国際連合大学、一九八〇年に詳しい。
- (1) 要水反別とは、疎水の配水を受ける耕地面積であり、実際の耕地面積とは異なる。水不足の著しい水利団体では、

別表 水利委員会と自治会との関係

(1991年2月現在)

名 称	成 立 時 期	総会開催方法		総会開催日	会 場	総会参加資格	入会の人が 役員になる ことはまず ない	入会の人は 総会にあま り出席しな い
		自治会総会 終了後続け ておこなう	自治会総会 とは別々に おこなう					
中村	近 世 以 前	○		4月上旬	中村公会堂	5a以上の農耕地所有者	○	○
菊徳		○		1月15日	菊徳公会堂	自治会員全員	○	○
下沢		○		12月頃	公民館	各自治会水利委員長	○	○
中一色		○		3月末日	公民館	耕作者全員	○	○
和田		○		1月15日	和田公民館	自治会費納付家	○	○
六分一		○		3月末日	部落公民館	農家耕作者	×	×
国安		○		3月25日	公会堂	無回答	○	○
穴沢池	明治2	○	無回答	無回答	無回答	無回答	○	○
大鳥屋池	明治初期	○	6月上旬	無回答	無回答	無回答	○	×
四ツ塚池	明治26	—	—	—	—	総会は開かず、水利委員会で決定する	○	—
野畠池	明治30	○	6月上旬	公会堂	田畠が地区内にある事	○	×	×
稻荷池	明治34	○	12月	地区集会所	組合員	×	×	×
南池	明治?	○	5月末日	公民館	全員	×	×	×
竹谷池	大正2	○	5月20日頃	委員長自宅	耕作者全員	×	○	○
三木開拓	?	○	1月20日	公民館前	耕作者	○	○	
奥の池	?	○	6月初旬	無回答	無回答	×	×	×

この調査は、1991年2月、稻美町内の現職の水利委員会委員長の方々に調査票を郵送し、協力をお願いしておこなったものである。29団体中16団体から回答をいただいた。

水量を確保するためには實際の耕地面積を上回る要水反別を申請し、逆に、疎水以外に水源をもつておらず、それほど疎水を必要としない水利団体では、實際の耕地面積よりも少ない要水反別を申請する。

(8) 淡河川山田川土地改良区「兵庫県淡河川山田川疎水百年史」、一九九〇年、一八五頁。

(9) 東播用水土地改良区「東播用水農業水利事業概要」、

一九九〇年、一九〇・一九二頁)。

(10) 国岡新村は、大正七年(一九一八)、村名を国岡村と改めた。

(11) 史料六七、明治二十四年(一八九二)九月「淡山水路契約の証文」、史料二〇〇、大正七年(一九一八)一月『大正六年度收支予算書』、国岡土地改良区所蔵文書、など。

(12) 史料一八、明治四年(一九〇八)「四拾年度水利費協議費収出決算報告」、国岡土地改良区所蔵文書。これは、現存する会計報告書中、もつとも古いものである。ここには、水利委員集会の弁当料一人分(総代一名、委員一〇名)が計上されている。以後、予算書、決算書には、毎年、この記載がみられる。

(13) 昭和一〇年代には、耕地一反当たり米五升であったという(聞き取りによる)。

(14) 史料一八二、明治四年(一九〇八)「四拾年度水利費協議費収出決算報告」、国岡土地改良区所蔵文書。

(15) 史料一七八、大正末期「天満村国岡水利組合規約」、史料一七五、大正末期「池守職務心得」、史料一七六、大正末期「水入役心得書」、国岡土地改良区所蔵文書。

(16)

たとえば、天満村国岡水利組合規約第三条、第四条は、兵庫県淡河川山田川普通水利組合規約第五条、第六条にならって作成されたものと思われる。兵庫県淡河川山田川普通水利組合規約第五条、第六条は次のとおりである(淡河川山田川土地改良区「兵庫県淡河川山田川疎水百年史」、

一九九〇年、一九〇・一九二頁)。

第五條 組合會議員ノ定数ハ三十人トシ選舉區ノ數及

其ノ區域並ニ各選舉區ヨリ選出スル議員數ヲ左ノ如ク定

第一區 加古郡母里村 七人

第二區 加古郡加古新村 二人

第三區 加古郡天満村 五人

(中 略)

第六條 組合員ニシテ満二十五年以上ノ男子區域内ニ於

テ土地反別一反歩以上ヲ選舉期日前満一年以上間
断ナク所有スルモノハ選舉權ヲ有ス但シ禁治產者
準禁治產者ハ此限ニアラス

家督相續ニヨリ土地ヲ取得シタル者ハ其ノ土地

ニ付被相續人ノ所有シタル年限ヲ通算ス

3 共有者其ノ共有ノ土地ニ付前二項ニ該當スルト

4 キハ總代人一人ヲシテ選舉權ヲ有セシム

六年以上ノ懲役若クハ禁錮ノ刑ニ處セラレタル
者及舊刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレ復權ヲ得サル者

ハ選舉權ヲ有セス

(17)

史料二七九、大正一四年度(一九二五)『水利費反別賦

「課原簿」、国岡土地改良区所蔵文書。

(18) 史料一七八、昭和二年（一九二七）六月「水利会同日

誌」、史料一七九、昭和四年（一九二九）七月「水利会々
議録」、国岡土地改良区所蔵文書。

(19) 池守の管理する池の割り当ては次のとおりであった。千

波池一人、琴池・新池一人、棒池一人、愛宕池一人、城之

(20) 池一人、山城池・美谷池一人。

(21) たとえば、字裏条、字三木屋条、字高上町はそのまま組

(22) に、字前条は東条と西条になっている。

(23) 史料二一〇、昭和一七年（一九四二）四月十日「昭和十

六年度国岡部落会決算書」、国岡土地改良区所蔵文書。

(24) 土地改良区改組後は、各組の土地改良区役員がそれぞれ

(25) の組の農家をまわって経常賦課金（反別水利費）の集金をおこなっている。

(26) 史料二九三、昭和一四年度（一九三九）『水利費賦課徵

(27) 収原簿』、国岡土地改良区所蔵文書。

(28) (29) この時期の国岡部落の行政割は上條（現在の一組にある）、裏條（二組）、三木屋條（三組）、山下條（四組）、鷹匠町（五組）、東條（六組）、西條（七組）、やきやまと（七組）となっていた。

(30) 現在、国岡土地改良区では、次の方針で土地改良区役員の候補者の人數調整をおこなっている。国岡土地改良区は

(31) 自治会の行政割である七つの組を単位として組織されており、土地改良区役員候補者は、まず、各組から一名ずつ、

(32) 各組ごとの話し合いによって選出される。こうして選ばれた七人のうちから理事長一名、副理事長一名を互選し、幹

事二名を選出する。幹事は一～四組から一名、五～七組から一名を選出することになっている。理事長が選出された組からは、もう一人理事を選出してもらい、会計は役員で協議し、適任者に依頼する。

(33) 理事の任期は、以前は二年であったが、平成三年度から三年に延長された。

(34) 土地改良区役員の池についての責任分担は次のとおりである。理事長は、全ての池について責任をもつ。その他の役員は、一組から選出された役員が入ヶ池、二組が千波池、三組が城ノ池、四組が愛宕池、五組が上棒池と下棒池、六組が琴池と新池、七組が山城池について、それぞれ責任をもつ。

(35) 国岡土地改良区の灌漑区域内には、他区からの入作者の耕作面積は非常に少ない。平成三年二月現在の数字をあげると、国岡土地改良区への全加盟戸数一七六戸のうち他区からの入作は三一戸（一七・六%）であるが、灌漑面積でみると、全灌漑面積七六町のうち四町五反で、わずか五・九%を占めるにすぎない。

(36) 溝浚えをおこなう日時の決定は、各組ごとに、それぞれの組の自治会の組長・土地改良区役員・農産部の役員の三名で決定される。決定された日時は、農家には土地改良区役員と農産部の役員が、非農家には組長が隣保長をつうじて連絡する。他区に住む入作者には電話連絡をして参加してもらう。

(37) 国岡の場合、水利費の賦課方法は、明治三六年以降については史料的に確認することができる。

ただし、水入役の給米は、耕作者が負担していた。

(31) 史料二八九、昭和一〇年（一九三五）度『水利費徵收賦

課原簿』、国岡土地改良区所蔵文書。

前掲「天満村国岡水利組合規約」第四条、参照。

(32) (33)

同規約、第二条。